

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	保健福祉課	検索番号	7-5
法令名	社会福祉法	根拠条項	55の2-1	
許認可等	社会福祉充実計画の承認			
(根拠規定)				
社会福祉法第55条の2第1項				
社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。				
一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額				
二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額				
(許認可等の基準)				
[社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(平成29年1月24日付け社援発0124第1号社会・援護局長他連名通知)]				
(その他)				